

## 南砺市市有施設高圧電力供給業務 仕様書

本仕様書は、南砺市市有施設で使用する高圧電気の供給について定めたものである。

### 1 供給対象

- (1) 対象施設 別紙のとおり
- (2) 供給場所 別紙のとおり

### 2 各月の使用実績・最大需要量及び契約電力

別紙のとおり

### 3 供給期間

平成26年6月1日から平成28年3月末日までとする。

### 4 需給地点

需要場所における南砺市の構内引き込み第1柱上の開閉器電源側接続点

### 5 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。但し、取引用計量装置は、一般電気事業者の所有とする。

### 6 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

### 7 供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

### 8 検針日及び計量

- (1) 検針日は原則毎月1日とする。
- (2) 計量は、計量装置により記録された値による。なお、使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。

### 9 料金体系

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。

## 10 力率

力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とし、その算定式は下記の通りとする。

なお、単位は%とし、小数点第1位を四捨五入する。ただし、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。

### {算定式}

$$\text{平均力率} (\%) = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{\{( \text{有効電力量} )^2 + ( \text{無効電力量} )^2\}}} \times 100$$

## 11 支払方法

電力供給会社は検針後速やかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認めたときは、検針日の翌日から起算して30日以内にその電気料金を支払うこととする。

## 12 電気の安定供給

(1) 電力供給会社は電気の安定供給を図ること。ただし、以下の場合、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、若しくは中止の申し出ができる

- ア 電気の需給上やむを得ない場合
- イ 電力供給会社の電気工作物に故障が生じ、又は故障を生じるおそれがある場合
- ウ 電力供給会社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- エ 非常災害の場合
- オ その他保安上必要がある場合

(2) 一般電気事業者の送電線を使用して電気を託送により供給している場合、(1)ア～オに関して、当該一般電気事業者との接続供給契約で安定供給を図ること。ただし、当該一般電気事業者が供給の中止または制限を申し出るときはこの限りでない。

## 13 電気の供給を中止または制限した時の料金割引

電気の供給を中止または制限した時には、料金割引を行うこと。

## 14 報告書類等

電力供給会社は、施設別に毎時の電力使用量を毎月報告すること。

ただし、毎時の電力使用量を計量できない場合、報告内容は協議によるものとする。

### 15 採用（落札）者の決定について

- (1) 採用（落札）者の決定は、別に市が定めた「電力供給に係る総合評価試行要領」に基づき行うものとする。
- (2) 採用（落札）者の決定等については、総合評価の審査後、参加者に通知するものとする。

### 16 見積（入札）の方法

- (1) 見積金額に記載する料金には、消費税を含む。
- (2) 見積（入札）書に記載する金額は、平成26年6月以降の電力供給において別紙資料の過去1年間使用実績をベースに算出した、該当する13施設の1年間の電気料金の総額とし、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び電力使用量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とすること。
- (3) 基本料金は、別紙資料に記載した最新1カ月の契約電力を基に算出すること。従量料金は各月に記載した使用量による。
- (4) 各種割引が適用可能な場合は、適用後の価格とする。ただし各社において設定した約款に根拠があり、かつ平成26年6月以降の電力供給において明確に反映するものに限る。
- (5) 入札価格算定時の力率は、100%とすること。
- (6) 入札価格算定時には、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (7) 力率の変動やその他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めの無い他の供給条件については、当該地区を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によるものとする。
- (8) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、本市が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこと。
- (9) 料金その他を計算する場合の端数処理は次のとおりとする。
  - ア 合計金額の単位は1円とし、その端数は円未満を切り捨てる。
  - イ 消費税及び地方消費税相当額の単位は1円とし、その端数は円未満を切り捨てる。

### 17 添付資料について

別紙 南砺市市有施設電力使用実績表

## 18 その他

本仕様書に記載なき事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要供給条件等に準ずるものとし、受給者・供給者両者において協議する。